

最近の動き

- 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法が国会で可決・成立し、
本年3月1日から施行

■ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成24年法律第92号)(抄)

第8条 国は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

- 父子家庭の父についても、パート、アルバイトなどに就いている者が増加し、平均年収300万円未満世帯も4割以上となるなど、母子家庭の母と同様、安定した就労に就くのは厳しい状況の者も存在

- ・ パート・アルバイト等に就いている者の増加(平成18年3.6%→平成23年8.0%)※
- ・ パート・アルバイト等に就いている者の平成22年の平均年間就労収入は175万円(正規の職員・従業員は426万円)※
- ・ 平均年間就労収入300万円未満層の増加(平成18年37.2%→平成23年43.6%)※

※ 全国母子世帯等調査結果

- ・ 児童扶養手当受給世帯も父子世帯の約3割と高止まり

今後の対応案

父子家庭の父も母子家庭の母等に準じ、
均衡待遇・正社員化推進奨励金における正社員転換制度(転換促進)及び短時間正社員制度
(定着促進)の加算措置の対象とする。(平成25年3月1日施行予定)

なお、父子家庭の父の範囲については、児童扶養手当を受給している者とする。

※ このほか、母子家庭の母等を対象としている特定就職困難者雇用開発助成金、訓練手当、特定求職者雇用開発助成金についても同様に父子家庭の父を対象とする予定

現行

正社員転換制度

I 制度導入（対象労働者1人目）

正社員へ転換するための試験制度を導入し、実際に1人以上転換させた事業主に支給

1事業主につき **40万円**（大企業:30万円）

II 転換促進（対象労働者2人目～10人目）

2人以上転換させた事業主に対して、対象労働者10人目まで支給

労働者1人につき **20万円**（大企業:15万円）

※母子家庭の母等の場合は30万円（大企業:25万円）を支給

短時間正社員制度

I 制度導入（対象労働者1人目）

短時間正社員制度を導入し、実際に1人以上に適用した事業主に支給

1事業主につき **40万円**（大規模事業主:30万円）

II 定着促進（対象労働者2人目～10人目）

2人以上に適用した事業主に対して、対象労働者10人目まで支給

労働者1人につき **20万円**（大規模事業主:15万円）

※母子家庭の母等の場合は30万円（大規模:25万円）を支給

* 中小規模事業主：常時雇用する労働者が300人を超えない事業主
大規模事業主：中小規模事業主以外の事業主

改正後

正社員転換制度

I 制度導入（対象労働者1人目）

正社員へ転換するための試験制度を導入し、実際に1人以上転換させた事業主に支給

1事業主につき **40万円**（大企業:30万円）

II 転換促進（対象労働者2人目～10人目）

2人以上転換させた事業主に対して、対象労働者10人目まで支給

労働者1人につき **20万円**（大企業:15万円）

※母子家庭の母等及び**父子家庭の父**の場合は30万円（大企業:25万円）を支給

短時間正社員制度

I 制度導入（対象労働者1人目）

短時間正社員制度を導入し、実際に1人以上に適用した事業主に支給

1事業主につき **40万円**（大規模事業主:30万円）

II 定着促進（対象労働者2人目～10人目）

2人以上に適用した事業主に対して、対象労働者10人目まで支給

労働者1人につき **20万円**（大規模事業主:15万円）

※母子家庭の母等及び**父子家庭の父**の場合は30万円（大規模:25万円）を支給

* 中小規模事業主：常時雇用する労働者が300人を超えない事業主
大規模事業主：中小規模事業主以外の事業主